

## 機械・電気設備請負工事必携

### 1 機械・電気設備工事共通仕様書

#### 新旧対比表

(令和3年4月)

	改訂前		改訂後	
目次	目 次		目 次	
	第1編 共通事項		第1編 共通事項	
	第1節 総 則		第1節 総 則	
	1-1-1	適用 . . . . . 1-1	1-1-1	適用 . . . . . 1-1
	1-1-2	用語の定義 . . . . . 1-1	1-1-2	用語の定義 . . . . . 1-1
	1-1-3	設計図書の照査等 . . . . . 1-6	1-1-3	設計図書の照査等 . . . . . 1-6
	1-1-4	施工計画書 . . . . . 1-6	1-1-4	施工計画書 . . . . . 1-6
	1-1-5	CORINSへの登録 . . . . . 1-7	1-1-5	CORINSへの登録 . . . . . 1-7
	1-1-6	監督職員 . . . . . 1-8	1-1-6	監督職員 . . . . . 1-8
	1-1-7	工事用地等の使用 . . . . . 1-8	1-1-7	工事用地等の使用 . . . . . 1-8
	1-1-8	工事の着手 . . . . . 1-9	1-1-8	工事の着手 . . . . . 1-9
	1-1-9	工事の下請負 . . . . . 1-9	1-1-9	工事の下請負 . . . . . 1-9
	1-1-10	施工体制台帳 . . . . . 1-9	1-1-10	施工体制台帳 . . . . . 1-9
	1-1-11	受注者相互の協力 . . . . . 1-9	1-1-11	受注者相互の協力 . . . . . 1-10
	1-1-12	調査・試験に対する協力 . . . . . 1-10	1-1-12	調査・試験に対する協力 . . . . . 1-10
	1-1-13	工事の一時中止 . . . . . 1-10	1-1-13	工事の一時中止 . . . . . 1-11
	1-1-14	設計図書の変更 . . . . . 1-11	1-1-14	設計図書の変更 . . . . . 1-11
	1-1-15	工期変更 . . . . . 1-11	1-1-15	工期変更 . . . . . 1-11
	1-1-16	支給材料及び貸与品 . . . . . 1-12	1-1-16	支給材料及び貸与品 . . . . . 1-12
	1-1-17	工事現場発生品 . . . . . 1-12	1-1-17	工事現場発生品 . . . . . 1-13
	1-1-18	建設副産物 . . . . . 1-13	1-1-18	建設副産物 . . . . . 1-13
	1-1-19	工事完成図 . . . . . 1-13	1-1-19	工事完成図 . . . . . 1-13
	1-1-20	工事完成検査 . . . . . 1-13	1-1-20	工事完成検査 . . . . . 1-14
	1-1-21	既済部分検査等 . . . . . 1-14	1-1-21	既済部分検査等 . . . . . 1-14
	1-1-22	部分使用 . . . . . 1-15	1-1-22	部分使用 . . . . . 1-15
	1-1-23	施工管理 . . . . . 1-15	1-1-23	施工管理 . . . . . 1-15
	1-1-24	履行報告 . . . . . 1-16	1-1-24	履行報告 . . . . . 1-16
	1-1-25	工事関係者に対する措置請求 . . . . . 1-16	1-1-25	工事関係者に対する措置請求 . . . . . 1-16
	1-1-26	工事中の安全確保 . . . . . 1-16	1-1-26	工事中の安全確保 . . . . . 1-16
	1-1-27	爆発及び火災の防止 . . . . . 1-18	1-1-27	爆発及び火災の防止 . . . . . 1-18
	1-1-28	後片付け . . . . . 1-19	1-1-28	後片付け . . . . . 1-19
	1-1-29	事故報告書 . . . . . 1-19	1-1-29	事故報告書 . . . . . 1-19
	1-1-30	環境対策 . . . . . 1-19	1-1-30	環境対策 . . . . . 1-19
	1-1-31	文化財の保護 . . . . . 1-22	1-1-31	文化財の保護 . . . . . 1-22
	1-1-32	交通安全管理 . . . . . 1-22	1-1-32	交通安全管理 . . . . . 1-22
	1-1-33	施設管理 . . . . . 1-24	1-1-33	施設管理 . . . . . 1-24
	1-1-34	諸法令の遵守 . . . . . 1-24	1-1-34	諸法令の遵守 . . . . . 1-24

	改訂前	改訂後
目次	1-1-35 官公庁等への手続等 . . . . . 1-27 1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 . . . . . 1-28 1-1-37 工事測量 . . . . . 1-28 1-1-38 不可効力による損害 . . . . . 1-28 1-1-39 特許権等 . . . . . 1-29 1-1-40 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 1-29 1-1-41 臨機の措置 . . . . . 1-30 1-1-42 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） . . . . . 1-30  第2節 土木工事部分 1-2-1 一般事項 . . . . . 1-30	1-1-35 官公庁等への手続等 . . . . . 1-27 1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 . . . . . 1-28 1-1-37 工事測量 . . . . . 1-28 1-1-38 不可効力による損害 . . . . . 1-28 1-1-39 特許権等 . . . . . 1-29 1-1-40 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 1-29 1-1-41 臨機の措置 . . . . . 1-30 1-1-42 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） . . . . . 1-30  第2節 土木工事部分 1-2-1 一般事項 . . . . . 1-30

	改訂前	改訂後
P. 1-5	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員（省略） （中略）</p> <p>4 1. 工事着手日 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。 （省略）</p> <p>4 9. J I S規格 J I S規格とは、日本工業規格をいう。</p>	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員（省略） （中略）</p> <p>4 1. <b>工事着手</b> <b>工事着手</b>とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の<b>設置</b>または測量を<b>言う</b>）、<b>詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</b> （省略）</p> <p>4 9. J I S規格 J I S規格とは、日本<b>産業</b>規格をいう。</p>
P. 1-6	<p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。 （以下、省略）</p>	<p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事着手前<b>又は施工方法が確定した時期</b>に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。 （以下、省略）</p>
P. 1-9	<p>1-1-9 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負者が契約書第7条第3項に該当する者でないこと。 (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	<p>1-1-9 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負者が契約書第7条第3項に該当する者でないこと。 (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<b>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</b></p>
P. 1-9	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1.一般事項（省略） （中略）</p> <p>3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。  （以下、省略）</p>	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1.一般事項（省略） （中略）</p> <p>3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、<b>特例監理技術者及び監理技術者補佐</b>、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。  （以下、省略）</p>

	改訂前	改訂後
P. 1-16	<p><b>1-1-23 施工管理</b></p> <p>1. 一般事項 (省略) (中略)</p> <p>6. 労働環境の改善</p> <p>受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p><b>1-1-23 施工管理</b></p> <p>1. 一般事項 (省略) (中略)</p> <p>6. 労働環境等の改善</p> <p>受注者は、<b>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働</b>条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>
P. 1-16	<p><b>1-1-25 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1. 現場代理人に対する措置</p> <p>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2. 技術者に対する措置</p> <p>発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p><b>1-1-25 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1. 現場代理人に対する措置</p> <p>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2. 技術者に対する措置</p> <p>発注者または監督職員は、<b>監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐）</b>、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>

	改訂前	改訂後
目次	目次	目次
	第1編 共通事項附則	第1編 共通事項附則
	第1節 総則	第1節 総則
	1-附-1 適用 . . . . . 附-1	1-附-1 適用 . . . . . 附-1
	1-附-2 用語の定義 . . . . . 附-1	1-附-2 用語の定義 . . . . . 附-1
	1-附-3 工程表 . . . . . 附-1	1-附-3 工程表 . . . . . 附-1
	1-附-4 建設副産物 . . . . . 附-1	1-附-4 建設副産物 . . . . . 附-1
	1-附-5 監督職員による確認及び立会等 . . . . . 附-3	1-附-5 監督職員による確認及び立会等 . . . . . 附-3
	1-附-6 出来形数量の算出 . . . . . 附-4	1-附-6 出来形数量の算出 . . . . . 附-4
	1-附-7 工場製品確認 . . . . . 附-4	1-附-7 工場製品確認 . . . . . 附-4
	1-附-8 技術検査 . . . . . 附-5	1-附-8 技術検査 . . . . . 附-5
	1-附-9 工事中の安全確保 . . . . . 附-5	1-附-9 工事中の安全確保 . . . . . 附-6
	1-附-10 環境対策 . . . . . 附-9	1-附-10 環境対策 . . . . . 附-9
	1-附-11 準拠すべき主な技術規定 . . . . . 附-10	1-附-11 準拠すべき主な技術規定 . . . . . 附-11
	1-附-12 官公庁等への手続等 . . . . . 附-11	1-附-12 官公庁等への手続等 . . . . . 附-11
	1-附-13 提出書類 . . . . . 附-11	1-附-13 提出書類 . . . . . 附-12
	1-附-14 火災保険等 . . . . . 附-11	1-附-14 火災保険等 . . . . . 附-12
	1-附-15 システム設計管理 . . . . . 附-11	1-附-15 システム設計管理 . . . . . 附-12
	1-附-16 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 附-12	1-附-16 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 附-13
	1-附-17 暴力団等の排除 . . . . . 附-12	1-附-17 暴力団等の排除 . . . . . 附-13
	1-附-18 個人情報の取扱い . . . . . 附-14	1-附-18 個人情報の取扱い . . . . . 附-15
	1-附-19 現場代理人の取扱い . . . . . 附-16	1-附-19 現場代理人の取扱い . . . . . 附-17
	1-附-20 配置技術者の取り扱い . . . . . 附-18	1-附-20 配置技術者の取り扱い . . . . . 附-19
	1-附-21 調査・試験に対する協力 . . . . . 附-18	1-附-21 調査・試験に対する協力 . . . . . 附-19
	1-附-22 施工体制台帳 . . . . . 附-19	1-附-22 施工体制台帳 . . . . . 附-20
	1-附-23 交通安全管理 . . . . . 附-19	1-附-23 交通安全管理 . . . . . 附-20
	1-附-24 工事完成図書の納品 . . . . . 附-20	1-附-24 工事完成図書の納品 . . . . . 附-21
	1-附-25 設計図書の変更 . . . . . 附-20	1-附-25 設計図書の変更 . . . . . 附-21
	1-附-26 担当技術者 . . . . . 附-21	1-附-26 担当技術者 . . . . . 附-22
	別表附-1 段階確認一覧表	別表附-1 段階確認一覧表
	附-1-1 段階確認一覧表（共通） . . . . . 附-23	附-1-1 段階確認一覧表（共通） . . . . . 附-24
	附-1-2 段階確認一覧表（機器、設備別） . . . . . 附-24	附-1-2 段階確認一覧表（機器、設備別） . . . . . 附-25

	改訂前	改訂後
附-5	<p>1-附-7 工場製品確認</p> <p>1. 工場製品確認 (省略) (中略)</p> <p>5. 受注者の体制</p> <p>受注者は、能率的かつ正確に確認が実施できるように努めるものとする。</p> <p>また、監理技術者 (主任技術者) 及びシステム設計技術者は、必ず臨場しなければならない。</p>	<p>1-附-7 工場製品確認</p> <p>1. 工場製品確認 (省略) (中略)</p> <p>5. 受注者の体制</p> <p>受注者は、能率的かつ正確に確認が実施できるように努めるものとする。</p> <p>また、<b>主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者</b>及びシステム設計技術者は、必ず臨場しなければならない。<b>ただし、特例監理技術者は監理技術者補佐の臨場に代えることができる。</b></p>
附-6	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>1. 施工計画 (省略)</p> <p>2. 支障防止 (省略)</p> <p>3. 安全工事施工推進協議会</p> <p>(1) 受注者は、安全工事施工推進協議会会則に基づき、同協議会に加入しなければならない。 協議会の加入は、本工事の契約をもって入会し、完成をもって退会したものとみなす。</p> <p>(2) 安全工事施工推進協議会会則の共通事項は以下のとおり。 (以下、省略)</p> <p>4. 安全工事施工推進体制表兼施工体系図 (省略) (中略)</p> <p>9. 工事事務報告 (省略) (追加)</p>	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>1. 施工計画 (省略)</p> <p>2. 支障防止 (省略)</p> <p>3. 安全工事施工推進協議会</p> <p>(3) 受注者は、<b>各発注事務所が定める</b>安全工事施工推進協議会会則に基づき、同協議会に加入しなければならない。協議会の加入は、本工事の契約をもって入会し、完成をもって退会したものとみなす。</p> <p>(4) 安全工事施工推進協議会会則の<b>概要</b>は以下のとおり。 (以下、省略)</p> <p>4. 安全工事施工推進体制表兼施工体系図 (省略) (中略)</p> <p>9. 工事事務報告 (省略)</p> <p><b>10. 工事中の安全確保</b></p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。受注者に諸法令又は仕様書等の違反があったとき、または受注者の責による工事事務等が発生したときは、発注者から「文書注意」や「口頭注意」等の措置を行う場合がある。特に繰返し事故については、十分注意すること。</p> <p><b>11. 統括安全衛生管理義務者の指名について</b></p> <p>受注者は、発注者が労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、これに従うものとし、労働安全衛生管理者について相互連絡調整を密にして行うこととする。また、後で着手する工事については、当該通知を受領した後に工事に着手するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。</p> <p><b>12. 新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止対策</b></p> <p>受注者は、工事の実施に際しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するものとし、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に適切に対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、個別の現場に係る対策に必要な費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映し、確実に履行を行うものとし、設計変更の対象とする。</p> <p><b>【建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン】</b> <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html</a></p>

	改訂前	改訂後
<p>附-9</p>	<p>1-附-10 環境対策</p> <p>1. 環境配慮指針(案)の遵守(省略)</p> <p>2. 排出ガス対策型建設機械(省略) (追加)</p> <p>3. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>(1) 受注者は、設計図書で低騒音型建設機械の使用を義務付けている場合には、使用する建設機械の「新基準'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出しなければならない。なお、「旧基準'89ラベル」の機種において新基準の指定を受けている場合は、メーカーに確認のうえ「新基準'97ラベル」に貼替えることとする。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書で低騒音型建設機械の使用を義務付けている場合において「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用が困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、「困難な場合」とは、供給側の理由で低騒音型建設機械を調達することができない場合を示し、受注者の都合である場合は認めない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4. 舗装版等のカッター切断に伴う排出水の処理</p> <p>舗装版等のカッター切断作業に伴って排出される水のうち、アスファルトやコンクリートの粉じんが混じり、発生時点で泥状を呈している場合は、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適切に処理しなければならない。</p> <p>回収にあたっては、スポンジ等に吸着させる等適切に処理しなければならない。なお、処理の方法については、監督員に協議するものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>1-附-10 環境対策</p> <p>1. 環境配慮指針(案)の遵守(省略)</p> <p>2. 排出ガス対策型建設機械(省略)</p> <p>3. 低騒音型建設機械の使用</p> <p>受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)において、低騒音型建設機械の使用原則を図る必要がある以下の区域において工事を行う場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。また、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>【低騒音型建設機械の使用原則を図る区域】</p> <p>騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域とする。</p> <p>(1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</p> <p>(2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p> <p>(3) 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域</p> <p>(4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80mの区域</p> <p>(5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域</p> <p>4. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>(1) 受注者は、低騒音型建設機械の使用義務がある場合には、使用する建設機械の「新基準'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出しなければならない。なお、「旧基準'89ラベル」の機種において新基準の指定を受けている場合は、メーカーに確認のうえ「新基準'97ラベル」に貼替えることとする。</p> <p>(2) 受注者は、低騒音型建設機械の使用義務がある場合において「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用が困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、「困難な場合」とは、供給側の理由で低騒音型建設機械を調達することができない場合を示し、受注者の都合である場合は認めない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理</p> <p>舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。</p> <p>(次ページへ続く)</p>



	改訂前	改訂後										
<p>附-10</p>	<p><b>【適切に処理するとは】</b></p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」が必要</p> <p><b>【処理方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む。</li> <li>施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む等。</li> </ul> <p><b>(追加)</b></p>	<p>「適切に処理」するとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。</p> <p><b>6. 特定建設作業</b></p> <p>受注者は、騒音または振動に係る特定建設作業の規制地域（騒音規制法、振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例）において特定建設作業を実施する場合は、法令等に基づき必要な届出を行うものとする。また、規制地域内では、通常の施工法による場合でも、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、受注者の責によらない場合は設計変更の対象とする。</p> <p><b>7. 貴重動植物の保護</b></p> <p>受注者は貴重又は重要な動植物を発見した場合は、保護の必要があるため、速やかに監督職員に報告し、その指示により処理するものとする。</p>										
<p>附-12</p>	<p><b>1-附-14 火災保険等</b></p> <p><b>1. 火災保険</b></p> <p>受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。その場合、加入した保険証書の写しを監督職員に提出しなければならない。保険の加入時期は、原則として現場着手日とし、終期は、工期末より一ヶ月以上長く加入すること。</p> <p><b>(追加)</b></p>	<p><b>1-附-14 火災保険等</b></p> <p><b>1. 対象工事と保険等の種類</b></p> <p>受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を下表の保険等に付さなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1754 1220 2712 1451"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>保険の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事一般（新築・増築・改装）</td> <td>「建設工事保険」</td> </tr> <tr> <td>建築設備工事</td> <td>「組立保険」または「火災保険」</td> </tr> <tr> <td>機械、電気設備工事</td> <td>「組立保険」</td> </tr> <tr> <td>土木工事、機械、電気設備工事</td> <td>法定外の「労災保険」</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 加入手続き等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険の名義は、契約者および被保険者ともに受注者とする</li> <li>(2) 保険金額については、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①建設工事保険、組立保険は請負代金額を保険金額とする。</li> <li>②火災保険は、請負金額の80%以上を保険金額とする。</li> </ul> </li> <li>(3) 保険期間については、現場着手日を始期とし、検査期間等を考慮して工期末より1ヶ月程度の余裕を持って加入するものとする。</li> <li>(4) 受注者は、保険契約締結後、保険証書の写しを監督職員に提出するものとする（法定外の労災保険については、監督職員から指示のあった場合に提出する）。</li> </ul>	対象工事	保険の種類	建築工事一般（新築・増築・改装）	「建設工事保険」	建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」	機械、電気設備工事	「組立保険」	土木工事、機械、電気設備工事	法定外の「労災保険」
対象工事	保険の種類											
建築工事一般（新築・増築・改装）	「建設工事保険」											
建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」											
機械、電気設備工事	「組立保険」											
土木工事、機械、電気設備工事	法定外の「労災保険」											

	改訂前	改訂後
附-17	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>1. 現場代理人の雇用関係 (省略) (中略)</p> <p>3. 他の工事との兼任 (省略)</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認 現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。 なお、発注者が直接雇用に関する証明書類 (原本) の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>1. 現場代理人の雇用関係 (省略) (中略)</p> <p>3. 他の工事との兼任 (省略)</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認 現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。 なお、<b>受注者は、</b>発注者が直接雇用に関する証明書類 (原本) の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。<b>証明書類の写しの提出は不要とするが、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</b></p> <p>(以下、省略)</p>
附-19	<p>1-附-20 配置技術者の取扱い</p> <p>1. 配置技術者の雇用関係 (省略)</p> <p>2. 配置技術者の雇用確認 配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係 (以下、「直接雇用等」という。) を確認する書類は下表によることとする。 なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類 (原本) の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1-附-20 配置技術者の取扱い</p> <p>1. 配置技術者の雇用関係 (省略)</p> <p>2. 配置技術者の雇用確認 配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係 (以下、「直接雇用等」という。) を確認する書類は下表によることとする。 なお、<b>受注者は、</b>発注者が直接雇用等に関する証明書類 (原本) の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。<b>証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</b></p> <p>(以下、省略)</p>
附-19	<p>1-附-21 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 施工管理特別調査 (現場抜打ち点検) に対する協力 (省略) (追加)</p>	<p>1-附-21 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 施工管理特別調査 (現場抜打ち点検) に対する協力 (省略)</p> <p><b>2. 労務費調査・施工合理化調査・施工形態動向調査・施工状況モニタリング調査・間接工事費等諸経費動向調査等</b> 受注者は、<b>労務費調査・施工合理化調査・施工形態動向調査・施工状況モニタリング調査・間接工事費等諸経費動向調査等の対象工事となった場合には協力し、必要な調査を実施するものとする。なお、調査要領等については、別途監督職員の指示によるものとする。</b></p>
附-20	<p>1-附-22 施工体制台帳</p> <p>1. 施工体制台帳 (省略) (中略)</p> <p>4. 工事元請下請関係者一覧 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法のほか「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守しなければならない。 また、同要綱に定める工事元請下請関係者一覧を工事現場内の監督職員の指示する場所に掲示するとともに、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>1-附-22 施工体制台帳</p> <p>1. 施工体制台帳 (省略) (中略)</p> <p>4. 工事元請下請関係<b>適正化指導要綱</b> 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法のほか「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守しなければならない。</p> <p>(次ページへ続く)</p>

	改訂前	改訂後
附-20	(追加)	<p><b>5. 警備会社</b>  警備会社においては、建設業法の下請け契約には該当しませんが、交通安全管理上極めて重要な業務であることから、受注者は警備会社と契約した場合、施工体制台帳、施工体系図へ記載しなければならない。</p> <p><b>6. オペレーター付建設機械</b>  建設機械のオペレーター付きリース契約は、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結された契約であるため、建設業法上の下請負契約に該当することから、施工体制台帳等の必要書類を作成しなければならない。</p>
附-21	<p><b>1-附-24 工事完成図書の納品</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事完成図 (省略)</li> <li>2. 電子成果品 (省略)</li> <li>3. 機器台帳</li> </ol> <p>受注者は、「大阪府都市整備部電子納品要領 (案) [設備工事編]」によらず建設CALS機器台帳作成要領【下水道編】及び河川・砂防台帳作成要領 (案) (河川編) に基づいて機器台帳を作成及び納品しなければならない。ただし、建設CALS機器台帳作成要領【下水道編】及び河川・砂防台帳作成要領 (案) (河川編) に記載のないものに関しては、監督職員と協議の上、大阪府建設CALSに適応した形式で機器台帳を作成及び納品しなければならない。</p>	<p><b>1-附-24 工事完成図書の納品</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事完成図 (省略)</li> <li>2. 電子成果品 (省略)</li> <li>3. 機器台帳</li> </ol> <p>受注者は、設計図書に従って完成した工事目的物の機器設備台帳を作成及び納品、登録しなければならない。</p>
附-21	<p><b>1-附-25 設計図書の変更</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計変更ガイドライン (省略)</li> </ol> <p>(追加)</p>	<p><b>1-附-25 設計図書の変更</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計変更ガイドライン (省略)</li> <li>2. <b>公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置</b>  工事の当初契約締結日と、当該工事の入札公告 (随意契約による場合は見積依頼) 時の見積参考資料に記載された単価適用年月日との間に、大阪府が予定価格の積算に用いる「公共工事設計労務単価」 (以下、「労務単価」という。) が改訂された場合は、受注者が改訂後の労務単価等に基づく契約に変更するため請負代金額の変更協議を請求することができる特例措置の対象工事となる場合がある。  受注者は、請負代金額の変更協議を請求する場合は、期限までに所定の方法により請求を行う必要があるため、当初契約締結後、速やかに手続き等に関して監督職員に確認を行うものとする。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

	改訂前	改訂後
		<p><b>3. 1日未満で完了する作業の積算</b></p> <p>(1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準について協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の使用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(5) 単価契約工事、緊急工事等で人工積算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p>
<p>附-22</p>	<p><b>1-附-26 担当技術者</b></p> <p>1. 担当技術者の配置 (省略)</p> <p>2. 担当技術者の業務</p> <p>担当技術者は、原則現場常駐とし、監理技術者のもと、現場施工期間における管理業務全般(工程管理、安全管理、工事目的物の品質管理、その他の技術上の管理、他工事との調整、下請負人間の施工調整及び下請負人への技術指導、監督)の補助を行うものとし、工事施工における技術的な経験を取得できるよう努める。</p> <p>管理業務補助の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書(現場施工編)に係る協議・調整</li> </ul> <p>監理技術者が施工計画書(現場施工編)の作成にあたり、発注者と協議をする場合や、現場施工に先立ち施工計画検討会が開催される場合に、同席し議事録や資料の作成補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請業者の技術的調整</li> </ul> <p>監理技術者が下請業者に対し施工計画や安全管理等の工事施工における技術的な指導・協議を行う場合に、同席し下請業者との協議・調整の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階確認への立会</li> </ul> <p>段階確認前に実施する社内検査において、監理技術者の検査を補助し、発注者の段階確認に立ち会う。</p>	<p><b>1-附-26 担当技術者</b></p> <p>1. 担当技術者の配置 (省略)</p> <p>2. 担当技術者の業務</p> <p>担当技術者は、原則現場常駐とし、監理技術者等のもと、現場施工期間における管理業務全般(工程管理、安全管理、工事目的物の品質管理、その他の技術上の管理、他工事との調整、下請負人間の施工調整及び下請負人への技術指導、監督)の補助を行うものとし、工事施工における技術的な経験を取得できるよう努める。</p> <p>管理業務補助の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書(現場施工編)に係る協議・調整</li> </ul> <p>監理技術者等が施工計画書(現場施工編)の作成にあたり、発注者と協議をする場合や、現場施工に先立ち施工計画検討会が開催される場合に、同席し議事録や資料の作成補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請業者の技術的調整</li> </ul> <p>監理技術者等が下請業者に対し施工計画や安全管理等の工事施工における技術的な指導・協議を行う場合に、同席し下請業者との協議・調整の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階確認への立会</li> </ul> <p>段階確認前に実施する社内検査において、監理技術者等の検査を補助し、発注者の段階確認に立ち会う。</p>

	改訂前	改訂後																																																																																																																												
P. 3-3	<p>第2節 配電盤類</p> <p>1-2-2 受変電構成機器</p> <p>表3 開閉器、遮断器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電磁開閉器用 操作スイッチ</td> <td>JIS C 4520</td> <td>制御用スイッチ通則</td> <td>廃止基準で あるが準用</td> </tr> <tr> <td>直入起動開閉器</td> <td>JIS C 4504</td> <td>誘導電動機の直入始動開閉器 通則</td> <td>廃止基準で あるが準用</td> </tr> <tr> <td>漏電遮断器</td> <td>JIS C 8201-2-2</td> <td>漏電遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配線用遮断器</td> <td>JIS C 8201-2-1</td> <td>配線用遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配線用遮断器</td> <td>JIS C 4620</td> <td>キュービクル式高圧受電設備 付属書 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動機制御操作スイッチ</td> <td>JEM 1100</td> <td>電動機制御操作スイッチのボ タンの色別、文字並びに配列</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧負荷開閉器</td> <td>JIS C 4607</td> <td>引外し形高圧交流負荷開閉器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧負荷開閉器</td> <td>JIS C 4605</td> <td>高圧交流負荷開閉器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁接触器</td> <td>JEM 1038</td> <td>電磁接触器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧電磁接触器</td> <td>JEM 1167</td> <td>高圧交流電磁接触器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流遮断器</td> <td>JIS C 4603</td> <td>高圧交流遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流遮断器</td> <td>JEC 160</td> <td>気中遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流遮断器</td> <td>JEC 2300</td> <td>交流遮断器</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規格番号	規格名称	備 考	電磁開閉器用 操作スイッチ	JIS C 4520	制御用スイッチ通則	廃止基準で あるが準用	直入起動開閉器	JIS C 4504	誘導電動機の直入始動開閉器 通則	廃止基準で あるが準用	漏電遮断器	JIS C 8201-2-2	漏電遮断器		配線用遮断器	JIS C 8201-2-1	配線用遮断器		配線用遮断器	JIS C 4620	キュービクル式高圧受電設備 付属書 10		電動機制御操作スイッチ	JEM 1100	電動機制御操作スイッチのボ タンの色別、文字並びに配列		高圧負荷開閉器	JIS C 4607	引外し形高圧交流負荷開閉器		高圧負荷開閉器	JIS C 4605	高圧交流負荷開閉器		電磁接触器	JEM 1038	電磁接触器		高圧電磁接触器	JEM 1167	高圧交流電磁接触器		交流遮断器	JIS C 4603	高圧交流遮断器		交流遮断器	JEC 160	気中遮断器		交流遮断器	JEC 2300	交流遮断器		<p>第2節 配電盤類</p> <p>1-2-2 受変電構成機器</p> <p>表3 開閉器、遮断器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電磁開閉器用 操作スイッチ</td> <td>NECA C 4520</td> <td>制御用スイッチ通則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直入起動開閉器</td> <td>JIS C 4504</td> <td>誘導電動機の直入始動開閉器 通則</td> <td>廃止基準で あるが準用</td> </tr> <tr> <td>漏電遮断器</td> <td>JIS C 8201-2-2</td> <td>漏電遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配線用遮断器</td> <td>JIS C 8201-2-1</td> <td>配線用遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配線用遮断器</td> <td>JIS C 4620</td> <td>キュービクル式高圧受電設備 付属書 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動機制御操作スイッチ</td> <td>JEM 1100</td> <td>電動機制御操作スイッチのボ タンの色別、文字並びに配列</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧負荷開閉器</td> <td>JIS C 4607</td> <td>引外し形高圧交流負荷開閉器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧負荷開閉器</td> <td>JIS C 4605</td> <td>高圧交流負荷開閉器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁接触器</td> <td>JEM 1038</td> <td>電磁接触器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧電磁接触器</td> <td>JEM 1167</td> <td>高圧交流電磁接触器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流遮断器</td> <td>JIS C 4603</td> <td>高圧交流遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流遮断器</td> <td>JEC 160</td> <td>気中遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流遮断器</td> <td>JEC 2300</td> <td>交流遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断路器</td> <td>JIS C 4606</td> <td>屋内用高圧断路器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断路器</td> <td>JEC 2310</td> <td>交流断路器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧コンベネーションスター タ</td> <td>JEM 1225</td> <td>高圧コンベネーションスター タ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規格番号	規格名称	備 考	電磁開閉器用 操作スイッチ	NECA C 4520	制御用スイッチ通則		直入起動開閉器	JIS C 4504	誘導電動機の直入始動開閉器 通則	廃止基準で あるが準用	漏電遮断器	JIS C 8201-2-2	漏電遮断器		配線用遮断器	JIS C 8201-2-1	配線用遮断器		配線用遮断器	JIS C 4620	キュービクル式高圧受電設備 付属書 10		電動機制御操作スイッチ	JEM 1100	電動機制御操作スイッチのボ タンの色別、文字並びに配列		高圧負荷開閉器	JIS C 4607	引外し形高圧交流負荷開閉器		高圧負荷開閉器	JIS C 4605	高圧交流負荷開閉器		電磁接触器	JEM 1038	電磁接触器		高圧電磁接触器	JEM 1167	高圧交流電磁接触器		交流遮断器	JIS C 4603	高圧交流遮断器		交流遮断器	JEC 160	気中遮断器		交流遮断器	JEC 2300	交流遮断器		断路器	JIS C 4606	屋内用高圧断路器		断路器	JEC 2310	交流断路器		高圧コンベネーションスター タ	JEM 1225	高圧コンベネーションスター タ	
	呼 称	規格番号	規格名称	備 考																																																																																																																										
	電磁開閉器用 操作スイッチ	JIS C 4520	制御用スイッチ通則	廃止基準で あるが準用																																																																																																																										
	直入起動開閉器	JIS C 4504	誘導電動機の直入始動開閉器 通則	廃止基準で あるが準用																																																																																																																										
	漏電遮断器	JIS C 8201-2-2	漏電遮断器																																																																																																																											
	配線用遮断器	JIS C 8201-2-1	配線用遮断器																																																																																																																											
	配線用遮断器	JIS C 4620	キュービクル式高圧受電設備 付属書 10																																																																																																																											
	電動機制御操作スイッチ	JEM 1100	電動機制御操作スイッチのボ タンの色別、文字並びに配列																																																																																																																											
	高圧負荷開閉器	JIS C 4607	引外し形高圧交流負荷開閉器																																																																																																																											
	高圧負荷開閉器	JIS C 4605	高圧交流負荷開閉器																																																																																																																											
	電磁接触器	JEM 1038	電磁接触器																																																																																																																											
	高圧電磁接触器	JEM 1167	高圧交流電磁接触器																																																																																																																											
	交流遮断器	JIS C 4603	高圧交流遮断器																																																																																																																											
	交流遮断器	JEC 160	気中遮断器																																																																																																																											
	交流遮断器	JEC 2300	交流遮断器																																																																																																																											
呼 称	規格番号	規格名称	備 考																																																																																																																											
電磁開閉器用 操作スイッチ	NECA C 4520	制御用スイッチ通則																																																																																																																												
直入起動開閉器	JIS C 4504	誘導電動機の直入始動開閉器 通則	廃止基準で あるが準用																																																																																																																											
漏電遮断器	JIS C 8201-2-2	漏電遮断器																																																																																																																												
配線用遮断器	JIS C 8201-2-1	配線用遮断器																																																																																																																												
配線用遮断器	JIS C 4620	キュービクル式高圧受電設備 付属書 10																																																																																																																												
電動機制御操作スイッチ	JEM 1100	電動機制御操作スイッチのボ タンの色別、文字並びに配列																																																																																																																												
高圧負荷開閉器	JIS C 4607	引外し形高圧交流負荷開閉器																																																																																																																												
高圧負荷開閉器	JIS C 4605	高圧交流負荷開閉器																																																																																																																												
電磁接触器	JEM 1038	電磁接触器																																																																																																																												
高圧電磁接触器	JEM 1167	高圧交流電磁接触器																																																																																																																												
交流遮断器	JIS C 4603	高圧交流遮断器																																																																																																																												
交流遮断器	JEC 160	気中遮断器																																																																																																																												
交流遮断器	JEC 2300	交流遮断器																																																																																																																												
断路器	JIS C 4606	屋内用高圧断路器																																																																																																																												
断路器	JEC 2310	交流断路器																																																																																																																												
高圧コンベネーションスター タ	JEM 1225	高圧コンベネーションスター タ																																																																																																																												
P. 3-5	<p>第3節 交流発電機</p> <p>1-3-1 交流発電機の準拠規格</p> <p>表7 交流発電機の準拠規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格 番 号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回転電気機械</td> <td>JIS C 4034 -1、5、6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同期機</td> <td>JEC 2130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エンジン駆動陸用同期発電機</td> <td>JEM 1354</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン駆動同期発電機</td> <td>JEC 2131</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格 番 号	備 考	回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6		同期機	JEC 2130		エンジン駆動陸用同期発電機	JEM 1354		ガスタービン駆動同期発電機	JEC 2131		<p>第3節 交流発電機</p> <p>1-3-1 交流発電機の準拠規格</p> <p>表7 交流発電機の準拠規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格 番 号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回転電気機械</td> <td>JIS C 4034 -1、5、6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同期機</td> <td>JEC 2130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エンジン駆動陸用同期発電機</td> <td>JEM 1354</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン駆動同期発電機</td> <td>JEC 2130</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格 番 号	備 考	回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6		同期機	JEC 2130		エンジン駆動陸用同期発電機	JEM 1354		ガスタービン駆動同期発電機	JEC 2130																																																																																															
	呼 称	規 格 番 号	備 考																																																																																																																											
	回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6																																																																																																																												
	同期機	JEC 2130																																																																																																																												
	エンジン駆動陸用同期発電機	JEM 1354																																																																																																																												
ガスタービン駆動同期発電機	JEC 2131																																																																																																																													
呼 称	規 格 番 号	備 考																																																																																																																												
回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6																																																																																																																													
同期機	JEC 2130																																																																																																																													
エンジン駆動陸用同期発電機	JEM 1354																																																																																																																													
ガスタービン駆動同期発電機	JEC 2130																																																																																																																													
	<p>第4節 電動機</p> <p>1-4-1 電動機の準拠規格</p>	<p>第4節 電動機</p> <p>1-4-1 電動機の準拠規格</p>																																																																																																																												

改訂前		改訂後			
表8 電動機の準拠規格		表8 電動機の準拠規格			
呼 称	規 格 番 号	備 考	呼 称	規 格 番 号	備 考
回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6		回転電気機械	JIS C 4034 -1、5、6	
一般用单相誘導電動機	JIS C 4203	一般用)	一般用单相誘導電動機	JIS C 4203	一般用)
一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4210	一般用E種	一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4210	一般用E種
一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル	JEM 1313	一般用)	一般用三相かご形誘導電動機の騒音レベル	JEM 1313	一般用)
工業用直流電動機の騒音レベル	JEM 1319		工業用直流電動機の騒音レベル	JEM 1319	
圧延補機及びクレーン用直流電動機	JEM 1109		圧延補機及びクレーン用直流電動機	JEM 1109	
圧延用直流電動機	JEM 1157		圧延用直流電動機	JEM 1157	
工業用直流電動機	JEM 1170		工業用直流電動機	JEM 1170	
安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1201		安全増防爆形低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1201	
クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機	JEM 1202		クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機	JEM 1202	
電動機定格出力の標準	JEM 1188		電動機定格出力の標準	JEM 1188	
高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法	JEM 1380		高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法	JEM 1380	
高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル	JEM 1381		高圧(3kV級)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル	JEM 1381	
一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1400		一般用低圧三相かご形誘導電動機寸法	JEM 1400	
一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法	JEM 1401		一般用フランジ形低圧三相かご形誘導電動機の寸法	JEM 1401	
誘導機	JEC 2137		誘導機	JEC 2110	